

大飯原発差止訴訟判決についての会長声明

2014年（平成26年）5月21日、福井地方裁判所が、大飯原子力発電所（以下「大飯原発」という。）から半径250km圏内の住民の人格権に基づき、同原子力発電所3号機及び4号機の原子炉の運転の差止めを関西電力株式会社に命じる判決を言い渡した。

本判決は、2011年（平成23年）3月に発生した福島第一原子力発電所事故（以下「福島原発事故」という。）以降に初めて言い渡された原発に関する訴訟の判決として意義深く、また、社会的にも大きな影響を与えた。

当会は、2012年（平成24年）7月26日付の「関西電力大飯原子力発電所の運転停止を求める会長声明」において福島第一原子力発電所事故の十分な原因説明がなされておらず、大飯原発の危険性が指摘されている状況下で地震等により事故が発生した場合に兵庫県内でも深刻な被害の発生が否定できないことから、大飯原発の再稼働に強く反対し、運転停止を強く求めていたところであった。

本判決は、技術の危険性の性質やそのもたらす被害の大きさが判明している場合には、その性質と大きさに応じた安全性が認められるべきであり裁判所の判断が及ぼされるべきであるとした上で、原子力発電所の特性、大飯原発の冷却機能の維持、閉じ込めるという構造の細部に検討を加え、大飯原発に係る安全技術及び設備は、万全ではないのではないかという疑いが残ると指摘し、むしろ確たる根拠のない楽観的な見通しの下に初めて成り立ちうる脆弱なものであるとして運転差止めを認めたものである。これは、国民の生存を基礎として憲法上保障される人格権に基づき、国民を放射性物質の危険から守るという観点から司法の果たすべき役割を見据えてなされた画期的判決と言うべきである。この判断は、当会上記声明と基本的認識を共通にするものであり、当会としては本判決を高く評価したい。

兵庫県下には福島原発事故の被害を受けて避難してこられた方が多数にのぼるが、当会は、原発避難者の支援を積極的に行い、2013年（平成25年）1月24日には「原発事故子ども・被災者支援法に基づく基本方針に関する意見書」を発出するなどして、政府に被害者に対する積極的な取り組みを求めてきた。今回の判決を受けて、当会は政府に対し、改めて、3年前の福島原発事故の極めて重大かつ深刻な被害の重みを直視した上で原発政策に取り組むことを強く求める。

2014年（平成26年）6月3日

兵庫県弁護士会

会長 武 本 夕 香 子